

ヘルパーステーション シャロームの概要

1. 事業所の名称及び所在地

名称 ヘルパーステーション シャローム
所在地 〒355-0005 東松山市大字松山1496
電話番号 0493-27-5070
事業者番号 1173300201
サービス種別 訪問介護

2 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日 (12月29日～1月 3日
8月13日～8月15日を除く)

営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで
(土曜日は午前8時30分～午後12時30分まで)

サービス提供時間 午前6時00分～午後10時00分まで

連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

3 通常の事業の実施地域

東松山市、吉見町、滑川町、嵐山町

※上記地域以外の方でもご相談に応じます。

4 従業員の職種、員数及び職務内容

管理者 1人(常勤)

・サービス提供責任者 3人(常勤職員1人)

サービス提供者は、訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

・訪問介護員 3人以上

訪問介護員等は、訪問介護の提供にあたる。

・事務職員 1人(非常勤職員1人)

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

5 利用料について

訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とします。

6 通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費について

通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護を提供する際は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその交通費の実費を徴収します。なお、自動車等を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 150円
- 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 250円
- 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 往復距離×12円

7 秘密保持

利用者及びその家族の個人情報、あらかじめ文書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。

8 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者(地域包括支援センター)等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9 サービス内容に関する相談・苦情窓口について

事業所 苦情・相談窓口(担当:管理者及びサービス提供責任者)

電話番号 0493-27-5070

受付時間 午前9時00分～午後5時00分(土日祝日及び年末年始を除く)

その他の苦情・相談窓口

東松山市 介護保険課	0493-23-2221(代)
受付時間	午前8時30分～午後5時15分(土日祝日及び年末年始を除く)

吉見町 長寿福祉課	0493-54-1511(代)
受付時間	午前8時30分～午後5時15分(土日祝日及び年末年始を除く)

滑川町 町民保険課	0493-56-2211(代)
受付時間	午前8時30分～午後5時15分(土日祝日及び年末年始を除く)

嵐山町 長寿生きがい課	0493-62-2150(代)
受付時間	午前8時30分～午後5時15分(土日祝日及び年末年始を除く)

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

電話 048-824-2761(代)

048-824-2568(苦情対応係)

午前8時30分～午後5時00分(土日祝日及び年末年始を除く)

